

令和元年第4回定例会(12月)議決結果

第4回定例会が令和元年12月9日から18日までの10日間の会期で開催されました。条例、補正予算など12議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものです。

●会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

(可決 賛成多数)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の会計年度任用職員に関する規定を整備するものです。

●芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

印鑑登録証明事務処理要領の印鑑登録できない者の要件が変更されたことに伴い、条例の一部を改正します。

【予算】

●令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ3,700万円の増額補正です。

歳入＝障害児通所事業負担金、防災対策事業債を増額計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝児童措置費を増額計上したほか、佐野市台風被害支援金や山鹿小学校屋内運動場床改修工事実施設計委託、小中学校消防設備改修工事を新規計上しています。

●令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

収益的支出＝人件費の増額に伴い、127万円を増額計上しています。

資本的支出＝人件費の増額に伴い、205万6,000円を増額計上しています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

●令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)

(可決 満場一致)

収益的収入＝電話投票及び協力場の売上増に伴い、発売金120億9,000万円を増額計上しています。

収益的支出＝売上金の増額に伴う関連経費として、場外発売委託料や払戻金など、107億9,210万2,000円を増額計上しています。

【契 約】

●町民会館改修工事(建築)請負契約の締結

(可決 満場一致)

町民会館改修工事(建築)について、約6,145万8,000円で契約を締結します。

●町民会館改修工事(機械設備)請負契約の締結

(可決 満場一致)

町民会館改修工事(機械設備)について、約1億93万3,000円で契約を締結します。

【人 事】

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

任期満了に伴い、再度、佐藤一雄氏を推薦します。

氏 名 佐藤 一雄

生年月日 昭和26年1月11日

住 所 芦屋町緑ヶ丘

【その他】

●芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更

(可決 満場一致)

「バス車両整備事業」を計画に反映させるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、計画の一部を変更するものです。

●指定管理者の指定

(可決 満場一致)

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

●芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

(可決 賛成多数)

会議規則第 54 条の 2(町長等の反問)の記載事項において「議員の質問等の内容の確認をする場合に限り」を、「議員の質問に対し」に改めるものです。

【報告】

●専決処分事項の報告について

庁舎外壁改修工事の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

●専決処分事項の報告について

緑ヶ丘団地外部改修工事(3棟)の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。